

「所得税・個人住民税の定額減税」説明会 (源泉徴収義務者向け)の開催について



令和6年度の税制改正において「所得税・個人住民税に係る定額減税」が実施されることとなり、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき行う源泉徴収分から行うこととされております。

山梨税務署では、3月下旬から5月にかけて、源泉徴収義務者の方を対象に、管内各市と共催で当該定額減税に係る説明会を開催します。

日程等については下記【表】の通りです。なお、説明会は事前申込制となっており、参加を希望される方は下記【国税庁公式LINEアカウント】から申込みをお願いします。

また、国税庁HPでは定額減税特設サイトに動画を掲載予定しておりますので参考にしてください。

特設サイトはこちらから

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

⇒



【表】

日付	時間	場所
3月27日(水)	各日	甲州市民文化会館 2階大会議室
3月28日(木)	受付開始	山梨市民会館 303会議室
3月29日(金)	13時30分～	笛吹市スコレーセンター
4月9日(火)		甲州市民文化会館 2階大会議室
4月10日(水)	説明会	山梨市民会館 303会議室
4月11日(木)	14時00分～15時30分	笛吹市スコレーセンター
5月8日(水)		笛吹市スコレーセンター
5月9日(木)		甲州市民文化会館 2階大会議室
5月10日(金)		山梨市民会館 303会議室

【国税庁公式LINEアカウント】

LINEで**事前予約!**



友だち追加は
こちらから!

